

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の  
被ばく線量の評価状況について

2026年2月27日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

当社は、福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の被ばく線量について、「外部被ばく線量」、「内部被ばく線量」に分けて評価し、厚生労働省に定期的に報告しています。

本日、2026年1月末までの被ばく線量評価値について、厚生労働省へ報告しましたのでお知らせします。

- 1月に放射線業務に従事した作業者の被ばく線量評価
- ・外部被ばく線量の最大値：10.79 mSv/月
  - ・内部被ばく線量：有意な値は確認されておりません

以 上

<添付資料>

- ・被ばく線量の分布等について

## 被ばく線量の分布等について

## 1. 外部被ばくによる実効線量

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の過去3ヶ月の外部被ばく線量分布（各月別の全入域者数）を表1に示す。

表1 外部被ばく線量

区分(mSv)	R7.11月			R7.12月			R8.1月		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	0	0	0	0	0	0	1	1
5超え～10以下	0	24	24	0	4	4	0	20	20
1超え～5以下	7	379	386	19	319	338	3	290	293
1以下	999	6753	7752	989	6935	7924	983	6790	7773
計	1006	7156	8162	1008	7258	8266	986	7101	8087
最大(mSv)	1.6	7.7	7.7	3.0	5.7	5.7	1.52	10.79	10.79
平均(mSv)	0.06	0.24	0.21	0.08	0.19	0.18	0.06	0.19	0.17

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

## 2. 外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値（実効線量）

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の令和3年4月1日を始期とする5年間の累積線量分布の12月末（R3.4～R7.12）と1月末（R3.4～R8.1）を表2に、年度の累積線量分布の12月末（R7.4～R7.12）と1月末（R7.4～R8.1）を表3に示す。

表2 5年累積線量

区分(mSv)	R3.4～R7.12月 (2021.4～2025.12)			R3.4～R8.1月 (2021.4～2026.1)			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	2	2	0	3	3	0	1	1
50超え～75以下	0	191	191	0	194	194	0	3	3
20超え～50以下	41	1579	1620	41	1592	1633	0	13	13
10超え～20以下	88	2063	2151	90	2103	2193	2	40	42
5超え～10以下	146	1882	2028	144	1887	2031	-2	5	3
1超え～5以下	395	3025	3420	404	3052	3456	9	27	36
1以下	1409	10039	11448	1405	10126	11531	-4	87	83
計	2079	18781	20860	2084	18957	21041	5	176	181
最大(mSv)	43.32	76.27	76.27	43.59	76.80	76.80	-	-	-
平均(mSv)	2.21	5.94	5.57	2.23	5.95	5.59	-	-	-

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※H23.10月以降、有意な内部取り込みは認められていない。

表3 年度累積線量

区分(mSv)	R7.4～R7.12月			R7.4～R8.1月			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	359	359	0	422	422	0	63	63
5超え～10以下	18	681	699	23	734	757	5	53	58
1超え～5以下	117	1763	1880	127	1921	2048	10	158	168
1以下	1258	6941	8199	1252	6951	8203	-6	10	4
計	1393	9744	11137	1402	10028	11430	9	284	293
最大(mSv)	9.1	19.8	19.8	9.28	19.8	19.8	-	-	-
平均(mSv)	0.38	1.53	1.39	0.41	1.62	1.48	-	-	-

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

### 3. 特定高線量作業従事者の外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値（実効線量）

特定高線量作業従事者※1の累積線量分布を表4に示す。

表4 累積線量（特定高線量作業従事者）

区分(mSv)	H23.3月～H27.9月
100超え	1
75超え～100以下	191
50超え～75以下	233
20超え～50以下	267
10超え～20以下	186
5超え～10以下	129
1超え～5以下	145
1以下	51
計	1203
最大(mSv)	102.69
平均(mSv)	36.49

（H27.10月より特定高線量作業従事者としての届出は実施していないため、H27.9月までの表として記載）

#### ※1 特定高線量作業従事者

電離放射線障害防止規則第7条の緊急被ばく限度（100mSv）が適用されるとされている作業に従事する者。具体的には、発電所に属する原子炉施設並びに蒸気タービン及びその付属設備又はその周辺の区域であって、その線量が1時間につき0.1mSvを超えるおそれのある場所において、原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能を維持するための作業を行うとき又は原子炉施設の故障、破損等により多量の放射性物質の放出のおそれのある場合に、これを抑制若しくは防止するための機能を維持するための作業に従事する者を指す。

なお、これまでの特定高線量作業従事者については東電社員のみが対象者である。

※2 特定高線量作業従事者の人数は、H23.3月～H27.9月の間で、過去に1度でも特定高線量作業従事者に届出したことのある者である。

※3 A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※4 H23.3月～H27.9月の累計の最大値（100超え）は、H25.7月に実施したH23.3月の内部被ばく線量を見直したことに伴うものである。

#### 4. 等価線量

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の過去3ヶ月の等価線量（皮膚）分布を表5に、等価線量（水晶体）分布を表6に示す。

表5 皮膚

区分(mSv)	R7.11月			R7.12月			R8.1月		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
500超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
300超え～500以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
250超え～300以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200超え～250以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
150超え～200以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	0	0	0	0	0	0	1	1
5超え～10以下	0	38	38	1	24	25	0	20	20
1超え～5以下	8	455	463	20	404	424	3	323	326
1以下	998	6663	7661	987	6830	7817	983	6757	7740
計	1006	7156	8162	1008	7258	8266	986	7101	8087
最大(mSv)	1.6	8.1	8.1	5.1	9.7	9.7	1.52	10.79	10.79
平均(mSv)	0.06	0.28	0.25	0.08	0.24	0.22	0.06	0.20	0.18

※A PD値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、皮膚の等価線量限度は500mSv/年（緊急被ばく限度1Sv）となっている。

※皮膚の等価線量は、70μm線量当量で評価しており、胸部または腹部の他に手などの末端部の測定を行った場合は、その最大値としている。

表6 眼の水晶体

区分(mSv)	R7.11月			R7.12月			R8.1月		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
150超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	0	0	0	0	0	0	1	1
5超え～10以下	0	36	36	0	10	10	0	20	20
1超え～5以下	7	390	397	20	331	351	3	323	326
1以下	999	6730	7729	988	6917	7905	983	6757	7740
計	1006	7156	8162	1008	7258	8266	986	7101	8087
最大(mSv)	1.6	8.5	8.5	4.1	6.5	6.5	1.52	10.79	10.79
平均(mSv)	0.06	0.25	0.23	0.08	0.20	0.19	0.06	0.20	0.18

※A PD値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、眼の水晶体の等価線量限度は50mSv/年かつ、100mSv/5年（緊急被ばく限度300mSv）となっている。なお、令和3年4月1日以前の眼の水晶体の等価線量限度は150mSv/年（緊急被ばく限度300mSv）である。

※眼の水晶体の等価線量は、中性子線の1cm線量当量、X・γ線およびβ線の3mm線量当量とする。ただし、X・γ線およびβ線については、放射線の種類およびエネルギーの種類等を考慮して適切と判断した場合は、1cmまたは70μm線量当量としている。（R3.4月より）

## 5. 等価線量の累積値

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の12月末（R7.4～R7.12）と1月末（R7.4～R8.1）の等価線量（皮膚）の年度累積分布の比較を表7に、12月末（R7.4～R7.12）と1月末（R7.4～R8.1）の等価線量（水晶体）の年度累積分布を表8に示す。

また、令和3年4月1日を始期とする5年間の累積線量分布の12月末（R3.4～R7.12）と1月末（R3.4～R8.1）を表9に示す。

表7 皮膚

区分(mSv)	R7.4～R7.12月			R7.4～R8.1月			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
500超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
300超え～500以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
250超え～300以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200超え～250以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
150超え～200以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	1	1	0	2	2	0	1	1
50超え～75以下	0	3	3	0	2	2	0	-1	-1
20超え～50以下	0	29	29	0	31	31	0	2	2
10超え～20以下	0	486	486	0	554	554	0	68	68
5超え～10以下	24	725	749	29	776	805	5	51	56
1超え～5以下	114	1736	1850	123	1867	1990	9	131	140
1以下	1255	6764	8019	1250	6796	8046	-5	32	27
計	1393	9744	11137	1402	10028	11430	9	284	293
最大(mSv)	9.6	78.5	78.5	9.60	78.88	78.88	-	-	-
平均(mSv)	0.40	1.86	1.68	0.44	1.95	1.76	-	-	-

※A PD値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、皮膚の等価線量限度は500mSv/年（緊急被ばく限度1Sv）となっている。

※皮膚の等価線量は、70μm線量当量で評価しており、胸部または腹部の他に手などの末端部の測定を行った場合は、その最大値としている。

表8 眼の水晶体

区分(mSv)	R7.4～R7.12月			R7.4～R8.1月			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
150超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	411	411	0	476	476	0	65	65
5超え～10以下	19	679	698	26	727	753	7	48	55
1超え～5以下	116	1757	1873	125	1937	2062	9	180	189
1以下	1258	6897	8155	1251	6888	8139	-7	-9	-16
計	1393	9744	11137	1402	10028	11430	9	284	293
最大(mSv)	9.6	17.0	17.0	9.60	17.01	17.01	-	-	-
平均(mSv)	0.38	1.64	1.48	0.42	1.73	1.57	-	-	-

※A PD値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、眼の水晶体の等価線量限度は50mSv/年かつ、100mSv/5年（緊急被ばく限度300mSv）となっている。

※眼の水晶体の等価線量は、中性子線の1cm線量当量、X・γ線およびβ線の3mm線量当量とする。

ただし、X・γ線およびβ線については、放射線の種類およびエネルギーの種類等を考慮して適切と判断した場合は、1cmまたは70μm線量当量としている。

表9 眼の水晶体 5年累積線量

区分(mSv)	R3.4~R7.12月 (2021.4~2025.12)			R3.4~R8.1月 (2021.4~2026.1)			増減		
	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え~100以下	0	7	7	0	7	7	0	0	0
50超え~75以下	0	247	247	0	253	253	0	6	6
20超え~50以下	44	1654	1698	44	1675	1719	0	21	21
10超え~20以下	85	2076	2161	87	2106	2193	2	30	32
5超え~10以下	150	1799	1949	149	1810	1959	-1	11	10
1超え~5以下	398	2998	3396	408	3019	3427	10	21	31
1以下	1402	10000	11402	1396	10087	11483	-6	87	81
計	2079	18781	20860	2084	18957	21041	5	176	181
最大(mSv)	43.32	78.50	78.50	43.59	78.61	78.61	-	-	-
平均(mSv)	2.25	6.26	5.86	2.27	6.27	5.88	-	-	-

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、眼の水晶体の等価線量限度は50 mSv/年かつ、100 mSv/5年（緊急被ばく限度300 mSv）となっている。

※眼の水晶体の等価線量は、中性子線の1cm線量当量、X・γ線およびβ線の3mm線量当量とする。

ただし、X・γ線およびβ線については、放射線の種類およびエネルギーの種類等を考慮して適切と判断した場合は、1cmまたは70μm線量当量としている。

以上